

韓国のストーカー対策法制

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人

目 次

はじめに

I ストーカー対策法制の背景と経緯

- 1 新法制定への動き
- 2 軽犯罪処罰法の改正
- 3 女性暴力防止基本法の制定
- 4 ストーカー対策法制の整備
- 5 ストーカー処罰法の改正

II ストーカー処罰法の概要

- 1 構成
- 2 主な内容
- 3 法改正による主な変更点

III ストーカー防止法の概要

- 1 構成
- 2 主な内容

おわりに

翻訳：ストーカー犯罪の処罰等に関する法律（法律第 19518 号）

ストーカー防止及び被害者保護等に関する法律（法律第 19216 号）

キーワード：ストーカー、ストーカー行為、ストーカー犯罪、位置追跡電子装置、GPS

要 旨

1999年5月、韓国で初めてストーカー行為を規制する法案が国会に提出された。しかし、ストーカー行為は軽犯罪に類するものとして扱われ、法整備が進まなかった。その後、ストーカー行為が凶悪犯罪に発展するおそれのある重大犯罪であるという認識が韓国社会に広がったことを背景に、2021年4月、「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」が、2023年1月、「ストーキング防止及び被害者保護等に関する法律」が相次いで制定された。これにより、ストーカー行為を規制する手段として、応急措置、緊急応急措置及び暫定措置が導入されるとともに、予防教育の実施、被害者支援施設の設置等が規定された。さらに、2023年7月、ストーキング犯罪の処罰等に関する法律が改正され、暫定措置の1つとして、ストーカー行為者への位置追跡電子装置（GPS）の装着が追加された。

はじめに

韓国では近年、凶悪なストーカー殺人事件⁽¹⁾が社会に衝撃を与えており、ストーカー行為の規制及び被害者の保護を求める声が高まっている。韓国でストーカー対策法制を整備する試みは1999年から始まったが、当初、ストーカー行為は軽犯罪に類するものとして扱われ、ストーカー行為の規制及び被害者保護のための法整備の必要性は、それほど認識されていなかった。

その後、ストーカー行為が凶悪犯罪に発展するおそれのある重大犯罪であるという認識が広がったことを背景に、2021年4月20日に「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」（法律第18083号、2021年10月21日施行）⁽²⁾が、2023年1月17日に「ストーキング防止及び被害者保護等に関する法律」（法律第19216号、2023年7月18日施行）⁽³⁾が、相次いで制定された。

本稿では、韓国においてストーカー対策法制が整備されてきた背景と経緯及び上述の2つの法律の概要を紹介する。また、末尾に当該法律の全訳を付す。

I ストーカー対策法制の背景と経緯

1 新法制定への動き

1990年代以降、相手の意思に反し、連絡、待ち伏せ、つきまとい等を反復して行うストーカー行為を規制する法律が各国において整備され、日本においても2000年にストーカー規制法⁽⁴⁾

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年9月24日である。

(1) 可楽洞（カラクトン）ストーカー殺人事件（2016年4月19日）、蘆原（ノウォン）3母娘ストーカー殺人事件（2021年3月23日）、新堂（シンダン）駅ストーカー殺人事件（2022年9月14日）等がある。

(2) 「스토킹범죄의 처벌 등에 관한 법률」（법률 제 18083 호）<<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=231663&efYd=20211021#0000>> 本稿において、韓国法令の原文は、国家法令情報センターウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。以下同じ。

(3) 「스토킹방지 및 피해자보호 등에 관한 법률」（법률 제 19216 호）<<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=247867&efYd=20230718#0000>>

(4) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）

が制定された。

同様に、韓国においても 1999 年 5 月 24 日、ストーカー行為の規制を目的とした「ストーキングの処罰に関する特例法案」が、議員立法により初めて国会に提出された⁽⁵⁾。しかし、同法案の審査過程において、ストーカー行為と、軽犯罪処罰法上の禁止行為との重複が指摘され、新法の必要性についての検討が必要とされた。また、ストーカー行為を意味する「ストーキング」という用語についても、ストーキング行為者を処罰する目的であることを考慮すると、一般国民に分かりやすい用語に置き換えることが望ましいとされた⁽⁶⁾。同法案は最終的に、第 15 代国会（1996 年 5 月 30 日～2000 年 5 月 29 日）の任期満了に伴い廃案となった。

その後も、「ストーキング防止法案」（2003 年 10 月 13 日提出）⁽⁷⁾、「ストーキング等の対人恐怖誘発行為の処罰に関する特例法案」（2005 年 9 月 27 日提出）⁽⁸⁾、「持続的嫌がらせ行為の処罰に関する特例法案」（2005 年 11 月 28 日提出）⁽⁹⁾、「ストーキングの処罰及び防止に関する法律案」（2009 年 1 月 9 日提出）⁽¹⁰⁾等のストーカー関連法案（いずれも議員提出法律案）が断続的に国会に提出されたが、いずれも制定には至らなかった。

2 軽犯罪処罰法の改正

2012 年 3 月、軽犯罪処罰法が全面改正され（法律第 11401 号）⁽¹¹⁾、軽犯罪に当たる行為として新たに「持続的な嫌がらせ」（第 3 条第 1 項第 41 号）が追加された⁽¹²⁾。

これにより、「相手方の明示的な意思に反して持続的に接近を試み、面会若しくは交際を要求し、又は見張り、つきまとい、待ち伏せ等の行為を反復して行った者」を、10 万ウォン⁽¹³⁾以下の罰金、拘留又は科料に処することとなった（2013 年 3 月 22 日施行）。刑法等の既存の法律でも処罰は可能であるが、処罰が可能になった時点で被害者は深刻な被害を受けていることが多いため、ストーカー行為を明確に規定し、処罰する必要があるという理由からである⁽¹⁴⁾。

この軽犯罪処罰法の改正は、韓国においてストーカー行為を包括的に規制する初めての立法措置となった⁽¹⁵⁾。しかし、ストーカー行為が依然として軽犯罪という位置付けから脱してい

(5) 「[151966] 스토킹 처벌에 관한 특별법안 (김병태의원등 13 인 외 21 인)」<<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=015509>>

(6) 金會瑄「스토킹處罰에 관한 特例法案 檢討報告」法制司法委員會, 1999.11, pp.4-9. <<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=015509>>

(7) 「[162733] 스토킹 방지법안 (이강래의원등 15 인)」<<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=026304>>

(8) 「[172815] 스토킹 등 대인공포유발행위의 처벌에 관한 특별법안 (염동연의원등 25 인)」<<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=031972>>

(9) 「[173472] 지속적 괴롭힘 행위의 처벌에 관한 특별법안 (염동연의원등 22 인)」<<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=032873>>

(10) 「[1803469] 스토킹 처벌 및 방지에 관한 법률안 (김재균의원등 10 인)」<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_R0D9X0A1S0L9N1A5Y2F1B3J8F8B1Z6>

(11) 「[1814696] 경범죄처벌법 전부개정법률안 (대안) (행정안전위원장)」<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H1T1V1E2N2H3I1B4M2F1U4R5Z4D9D9>

(12) 「경범죄 처벌법」(법률 제 11401 호) <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=124071&efYd=20130322#0000>>

(13) 1 ウォンは約 0.11 円 (令和 6 年 10 月分報告省令レート)。

(14) 행정안전위원회 전문위원「경범죄처벌법 일부개정법률안【김상희의원 대표발의】【곽정숙의원 대표발의】【이춘석의원 대표발의】【유원일의원 대표발의】경범죄처벌법 전부개정법률안【이인기의원 대표발의】검토보고서」2010.11, pp.21-23. <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C1Z0E0U6V1S8W0J9F5S2H0N0V5C6O0>

(15) 스토킹行為に該当する行為の一部を規制する法律は、これより前から存在していた。2001 年 1 月、「情報通信網の利用促進等に関する法律」が全面改正され（「정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률」(법률 제 6360 호)）、情報通信ネットワークを通じて恐怖心又は不安感を誘発する言葉、音声、文章、画像又は映像を反復的

ないことに対する批判も根強く、軽犯罪処罰法による規制ではなく、ストーカー行為全般を体系的に規制するとともに、行為者に対する処罰を強化し、被害者を保護するための新法を制定するよう求める声が上がった⁽¹⁶⁾。また、2016年4月に発生した可楽洞(カラクトン)ストーカー殺人事件⁽¹⁷⁾が韓国社会に大きな衝撃を与え、ストーカー行為を軽犯罪処罰法でしか処罰できない現状が改めてクローズアップされた⁽¹⁸⁾。

ストーカー行為が凶悪犯罪に発展するおそれのある重大な犯罪行為であるという認識が韓国社会に浸透し始めたことを背景に、政府は2017年8月、法務部(部は日本の省に相当)を中心に「ストーキング処罰法制定委員会」を立ち上げるとともに、2018年2月、「ストーキング・デート暴力被害防止総合対策」を公表し、ストーキング処罰法の制定を推進することを明らかにした⁽¹⁹⁾。

3 女性暴力防止基本法の制定

ストーキング処罰法の制定に当たって追い風となったのが、2018年12月24日に制定された「女性暴力防止基本法」(法律第16086号、2019年12月25日施行)⁽²⁰⁾である。

従来、韓国では、女性に対する暴力を防止するための法整備は、家庭内暴力、性暴力及び性売買に係る個別法を中心に行われてきた。

しかし、近年は女性に対する暴力の形態が多様化し、既存の個別法中心の法制度では、ストーカー行為等の新しい形態の暴力への対応が困難になってきたことから、文在寅(ムン・ジェイン)政権(2017年5月～2022年5月)において、女性に対する暴力を包括的に予防し、防止する基本法の制定が国政課題の1つに掲げられた。これを受けて、当時の与党議員の議員立法を通じて制定されたのが同法である⁽²¹⁾。

女性暴力防止基本法の第3条において、家庭内暴力、性暴力、性売買に加え、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為⁽²²⁾、デート暴力及び情報ネットワークを利用した暴力等が「女性暴力」として定義された。ストーカー行為が軽犯罪ではなく、家庭内暴力、性暴力、性売買

に相手方に到達させた者を、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する条項(第65条第1項第3号)が新設された。『[160529] 정보통신망이용촉진등에관한법률개정법률안(대안)(과학기술정보통신위원장)』<<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=016643>>

(16) 一例として、政府系研究機関の韓国女性政策研究院の2014年の研究報告書では、「ストーキングは殺人にまでつながる犯罪であるにもかかわらず、デート暴力の形態を帯びるため、犯罪であるという認識が不十分である。現行法によるストーキング処罰もまた、軽犯罪で処罰している。よって、ストーキング全般に対する体系的な規制、行為者への処罰の強化及び被害者保護のための「ストーキング行為の処罰等に関する特別法」の制定が急務である」と結論付けている。박선영「살인까지 이어지는 스토킹, 스토킹 행위의 처벌 등에 관한 특별법 제정 시급」『연구보고서』 No.2014-16, [2014], p.1. <<https://www.kwdi.re.kr/inc/download.do?ut=A&upIdx=116012&no=1>>

(17) 2016年4月19日、元交際相手からストーカー行為を受けていた女性が、ソウル特別市松坡(ソンパ)区可楽洞のマンションの駐車場で殺害された事件。翌月に発生した江南(カンナム)女性殺人事件とともに、当時大きな関心を集めたとされる。이유진・이재호「“죽겠다” 협박하던 그놈만 살았다, 가락동 스토킹 살인 2년」『한겨레』 2018.4.19. <<https://www.hani.co.kr/arti/society/women/841206.html>>

(18) 이민우「죽음 부르는 스토킹, 처벌은 범칙금 10만원」『시사저널』 1817호, 2016.5.29. <<https://www.sisajournal.com/news/articleView.html?idxno=153019>>

(19) 「스토킹데이트폭력 피해방지 종합대책」 2018.2.23. 女性家族部ウェブサイト <https://www.mogef.go.kr/nw/rpd/nw_rpd_s001d.do?mid=news407&bbsSn=705453>

(20) 「여성폭력방지기본법」(법률 제 16086 호) <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=206085&efYd=20191225#0000>>

(21) 女性暴力防止基本法の制定の経緯及び同法の概要については、以下を参照。藤原夏人「韓国の女性暴力防止基本法」『外国の立法』 No.281, 2019.9, pp.59-75. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11345899>>

(22) 原文は「지속적 괴롭힘 행위(持続的な嫌がらせ行為)」。

等と同じく、女性に対する暴力の一形態であることが明確に規定された。

あわせて、女性暴力防止基本法第7条の規定に基づいて2020年2月に策定された「第1次女性暴力防止政策基本計画(2020-2024)」にストーカー対策に係る新法の制定が盛り込まれ⁽²³⁾、政府の既定路線となった。また、同年以降、ストーカー対策に係る議員提出法律案が急増した⁽²⁴⁾。

4 ストーカー対策法制の整備

2020年12月30日、政府は、ストーカー行為の処罰及び被害者の一時的な保護措置に関する事項について規定した「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律案」を国会に提出した。同法案は、国会審議の過程で、他の類似の議員提出法律案9本とともに一本化され、2021年3月24日、国会本会議で可決、同年4月20日に公布された⁽²⁵⁾。ストーキング犯罪の処罰等に関する法律(以下「ストーキング処罰法」)の制定により、韓国において初めてストーカー行為を規制する個別法が整備された。

続く2022年4月27日、政府はストーカー行為の規制に重点を置いたストーキング処罰法に加え、ストーカー行為の予防並びに被害者の包括的かつ体系的な保護及び支援に重点を置いた「ストーキング防止及び被害者保護等に関する法律案」を国会に提出した。同法案は、国会審議の過程で、他の類似の議員提出法律案3本とともに一本化され、同年12月28日、国会本会議で可決、2023年1月17日に公布された⁽²⁶⁾。ストーキング防止及び被害者保護等に関する法律(以下「ストーキング防止法」)の制定により、韓国のストーカー対策法制は、ストーカー行為の処罰と被害者保護の両面において法整備が行われた。

5 ストーキング処罰法の改正

1999年に最初の法案が国会に提出されてから20年以上の歳月を経て制定されたストーキング処罰法であったが、制定直後から、被害者の身の安全確保が十分でない、ストーカー行為の定義が狭い、反意思不罰罪条項(Ⅱ3参照)が含まれている等の問題点が指摘された⁽²⁷⁾。

ストーキング処罰法の改正が議論される中、2022年9月14日に発生した新堂(シンダン)駅ストーカー殺人事件⁽²⁸⁾が韓国社会に大きな衝撃を与え、法改正に向けた流れを一気に加速

(23) 「제1차 여성폭력방지정책 기본계획 (2020년~2024년)」2020.2.26, pp.12, 14, 15, 43, 45. 女性家族部ウェブサイト<https://www.mogef.go.kr/mp/pcd/mp_pcd_s001d.do?mid=plc504&bbtSn=704312>

(24) 韓国国会の議案情報システムによると、題名に「스토킹 (ストーキング)」という語が含まれた議員提出法律案の本数は、2010年から2019年までの10年間で8本であったのに対し、2020年は8本、2021年は10本であった。「의안정보시스템」<<https://likms.assembly.go.kr/bill/main.do>>

(25) 「[2109075] 스토킹범죄의 처벌 등에 관한 법률안 (대안) (법제사법위원회)」<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_V2L1A0W3K2Z3K1U7H1Z0G0U8D9O1H5>

(26) 「[2119189] 스토킹방지 및 피해자보호 등에 관한 법률안 (대안) (여성가족위원회)」<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K2F2M1X1R2F3M1A5R4N0W1R0N2W5S8>

(27) 制定されたストーキング処罰法の問題点については、以下を参照。전윤정 「스토킹 피해자 보호 법·제도 현황과 과제」『이슈와 논점』 제1835호, 2021.5.13. <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?page=82&cmsCode=CM0043&categoryId=&searchType=&searchKeyword=&brdSeq=34698>>; 김정혜 「스토킹 대응의 법적 한계와 피해자 보호·지원 강화 방안」『KWDI 이슈페이퍼』2022.1.31. <<https://www.kwdi.re.kr/inc/download.do?ut=A&upIdx=129418&no=1>>; 원세연 「22년 걸린 스토킹처벌법…주요 내용과 보완해야 할 점은」『대한민국 정책브리핑』2021.4.21. <<https://www.korea.kr/news/policyNewsView.do?newsId=148886504#policyNews>>

(28) 2022年9月14日、元同僚からストーカー行為を受けていたソウル交通公社の女性駅員が、新堂駅で勤務中に殺害された事件。

させた。同事件から2日後の同月16日、尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領が、ストーカー処罰法は被害者の保護が不十分であったと述べ、法改正の意向を表明するとともに⁽²⁹⁾、同日、法務部が反意思不罰罪条項を削除し、事件初期段階から位置追跡電子装置⁽³⁰⁾（以下「GPS装置」）を活用できるよう法改正を推進することを明らかにした⁽³¹⁾。また、同事件後、ストーキング処罰法の一部改正に係る議員提出法律案が急増した⁽³²⁾。

2023年2月15日、政府は上述の内容を盛り込んだストーキング処罰法の一部改正法律案を国会に提出した⁽³³⁾。同法案は、国会審議の過程で、他の類似の議員提出法律案31本とともに1本化され、2023年6月21日、国会本会議で可決⁽³⁴⁾、同年7月11日に公布・施行された（法律第19518号、一部条項は2024年1月12日施行）⁽³⁵⁾。

なお、ストーキング処罰法の改正とともに「電子装置の装着等に関する法律」も同日に改正され（法律第19519号）⁽³⁶⁾、凶悪犯罪の再犯防止に用いられるGPS装置の装着対象となる特定犯罪に、ストーキング犯罪が追加された（第2条第1号）⁽³⁷⁾。

Ⅱ ストーキング処罰法の概要

1 構成

第1章（総則）、第2章（ストーキング犯罪等の処理手続）、第3章（罰則）の全3章（本則23か条及び附則8か条）から成る。

2 主な内容

(1) 定義

ストーキング処罰法における「ストーキング行為」、「ストーキング犯罪」、「被害者」及び「被害者等」の定義は、次のとおりである（第2条）。

「ストーキング行為」とは、相手方の意思に反し、正当な理由なく次のいずれかに該当する行為を行い、相手方に不安感又は恐怖心を引き起こすことをいう。①相手方、その同居人又はその家族（以下「相手方等」という。）に対する接近、つきまとい及び進路妨害、②相手方等

(29) 임종빈 「“ 신당역 사건 충격 ”…국회 여가워 ‘ 피해자 보호법 ’ 심사」 『KBS 뉴스』 2022.9.16. <<https://news.kbs.co.kr/news/pc/view/view.do?ncd=5557514>>

(30) 全地球測位システム（GPS）を利用して位置情報を発信する電子装置。

(31) 「스토킹범죄 엄정 대응 지시 및 피해자 보호를 위한 스토킹처벌법 개정 추진」 <<https://www.moj.go.kr/bbs/moj/189/562995/artclView.do>>

(32) 韓国国会の議案情報システムによると、同事件発生後から2022年末までの間に18本、2023年1月から同年6月までの間に6本、計24本のストーキング処罰法の一部改正法律案が議員立法として国会に提出された。

(33) 「[2120039] 스토킹범죄의 처벌 등에 관한 법률 일부개정법률안 (정부)」 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC_A2A3T0L2Q1F5D1N7H4V9M5Q9J2Y2R2>

(34) 「[2122784] 스토킹범죄의 처벌 등에 관한 법률 일부개정법률안 (대안) (법제사법위원회)」 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q2K3H0B6L1E9A2J0L4H3T0D0Y8N1A4>

(35) 「스토킹범죄의 처벌 등에 관한 법률」(법률 제19518호) <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=252483&efYd=20240112#0000>>

(36) 「[2122777] 전자장치 부착 등에 관한 법률 일부개정법률안 (대안) (법제사법위원회)」 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q2H3W0F6B1G9G2J0W5Y1P4W0V6W1N1> ストーキング行為者に対するGPSの装着に係る条項は、2024年1月12日に施行された。なお、GPSの装着対象となっている特定犯罪には、ストーキング犯罪のほか、性暴力犯罪、未成年者誘拐罪、殺人罪及び強盗罪が含まれる。

(37) 「전자장치 부착 등에 관한 법률」(법률 제19519호)

の住居、職場、学校等（以下「住居等」）又はその付近での待ち伏せ及び見張り、③相手方等に郵便、電話、ファックス又は情報ネットワークを利用し、物品、文章、言葉、符号、音声、絵画、映像及び画像（以下「物品等」という。）を到達させ、又は表示されるようにする行為、④相手方等に直接又は第三者を通じて物品等を到達させ、又は住居等若しくはその付近に物品等を置く行為、⑤相手方等の住居等又はその付近に置かれている物品等を破損する行為、⑥相手方等の個人情報、個人位置情報等を、情報ネットワークを利用して第三者に提供、配布又は掲示をする行為⁽³⁸⁾、⑦情報ネットワークを通じ、相手方等の氏名、写真、映像等を利用して自らが相手方等であるかのように装う行為。

「ストーキング犯罪」とは、持続的又は反復的にストーキング行為を行うことをいう。

「被害者」とは、ストーキング犯罪により直接的な被害を受けた者をいう。

「被害者等」とは、被害者及びストーキング行為の相手方をいう。

(2) 応急措置及び緊急応急措置

ストーキング処罰法では、ストーキング行為の通報を受けて現場に出動する司法警察官吏⁽³⁹⁾に対し、「応急措置」として、①ストーキング行為の制止、中止命令の通告及び処罰に係る書面による警告、②ストーキング行為者と被害者等の分離及び犯罪捜査、③被害者等への緊急応急措置及び暫定措置の要請手続の案内、④被害者等が同意した場合におけるストーキング被害関連の相談所又は保護施設への被害者等の引渡しを行うことが義務付けられている（第3条）。

さらに、通報を受けたストーキング行為について、それが持続的又は反復的に行われるおそれがあり、ストーキング犯罪の防止のために緊急を要するときは、司法警察官は、職権又はストーキング行為の相手方等からの要請により、「緊急応急措置」として、①ストーキング行為の相手方等又はその住居等から 100 メートル以内の接近禁止命令、②ストーキング行為の相手方等に対する電気通信を利用した接近禁止命令の措置を、ストーカー行為者に対して講じることができるとされる（第4条）。

司法警察官が緊急応急措置を講じたときは、遅滞なく検察官に対し、当該緊急応急措置に対する事後承認を地方法院⁽⁴⁰⁾の裁判官に請求するよう申請しなければならない。なお、緊急応急措置の期間は、1 か月を超過することができない（第5条）。

司法警察官が講じた緊急応急措置を履行しない者は、1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金を科される（第20条第3項）。

(3) 暫定措置

ストーキング犯罪が再発するおそれがあると認められるときは、上述の応急措置及び緊急応急措置よりも強力なストーキング犯罪の抑制手段である「暫定措置」が講じられる。

暫定措置を請求する方法は、①検察官が職権により法院に請求、②被害者又はその法定代理

(38) 他人の位置情報をその者の同意を得ずに取得する行為はストーキング行為の定義に含まれていないが、「位置情報の保護及び利用等に関する法律」(「위치정보의 보호 및 이용 등에 관한 법률」(법률 제 18517 호))第15条第1項により禁じられており、違反した場合は3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金が科される（同法第40条第4号）。

(39) 司法警察官及び司法警察吏の総称。刑事訴訟法(「형사소송법」(법률 제 20265 호))第197条では、警察官の階級のうち、警務官、総警、警正、警監及び警衛を、犯人、犯罪事実及びその証拠を捜査する司法警察官と規定しており、警査、警長及び巡警を、捜査を補助する司法警察吏と規定している。

(40) 法院は日本の裁判所に相当し、地方法院は日本の地方裁判所に相当する。なお、大法院は日本の最高裁判所に、高等法院は日本の高等裁判所に、それぞれ相当する。

人が検察官に要請し、要請を受けた検察官が法院に請求、③被害者又はその法定代理人が司法警察官に要請し、要請を受けた司法警察官が検察官に申請し、申請を受けた検察官が法院に請求の3つの方法があり、いずれも最終的に法院が決定する（第8条）。

法院は、ストーキング犯罪の円滑な捜査若しくは審理又は被害者の保護のために必要と認めるときは、次の暫定措置（併科可能）を講じることができる。①被害者に対するストーキング犯罪の中止命令に係る書面による警告、②被害者、その同居人若しくはその家族又はその住居等から100メートル以内の接近禁止命令、③被害者、その同居人又はその家族に対する電気通信を利用した接近禁止命令、④GPS装置の装着、⑤警察の留置場又は拘置所への留置（第9条）。

なお、⑤の措置を講じる場合は、ストーキング行為者に、弁護人を選任できること及び法院に抗告できることを告知しなければならない。また、②～④の暫定措置は3か月、⑤の暫定措置は1か月を超過することができない⁽⁴¹⁾。

②及び③の暫定措置を履行しない者は、2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金を科される（第20条第2項）。

(4) 被害者に対する保護・支援体制

被害者の取調べは、原則としてストーキング犯罪の捜査に関する教育を受けた専任の検察官及び司法警察官が担当する（第17条）。法院又は捜査機関が、被害者等又は通報者を証人として尋問し、又は取調べをする場合は、被害者に対して身辺安全措施⁽⁴²⁾が講じられる（第17条の2）。

また、応急措置、緊急応急措置、暫定措置及びストーキング犯罪の捜査又は裁判に関する業務を担当する公務員又はその職にあった者は、被害者等の個人情報等又はプライバシーを公開し、又は他人に漏えいしてはならない（第17条の3）。違反した者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する（第20条第1項第2号）。

被害者及びその法定代理人は、刑事手続上受けるおそれのある被害を防御し、法律的な助力の保障を受けるため、弁護士を選任することができる。選任された弁護士は、被害者及びその法定代理人に対する取調べ、被疑者に対する拘束前被疑者審問⁽⁴³⁾、証拠保全手続、公判準備及び公判手続に参加し、意見を述べることができる（第17条の4）。

(5) ストーキング犯罪に対する罰則

ストーキング犯罪を犯した者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金を科される。凶器その他危険物を携帯し、又は利用してストーキング犯罪を犯した者は、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金を科される（第18条）。

また、法院は、ストーキング犯罪を犯した者に有罪判決を宣告した場合又は略式命令⁽⁴⁴⁾を告知した場合は、200時間の範囲においてストーキング治療プログラムの履修命令等を併科することができる（第19条）。

(41) ただし、②～④の暫定措置については2回まで延長が可能なため、最長9か月となる。

(42) 身辺安全措施として次の5種類が規定されている。①一定期間の特定施設での保護、②一定期間の身辺警護、

③参考人又は証人としての出席時及び帰宅時の同行、④対象者の住居に対する周期的な巡回又は閉鎖回路テレビジョン（監視カメラ）の設置等、住居に対する保護、⑤その他身辺安全に必要と認められ、大統領令で定める措置（「特定犯罪通報者等保護法」（「특정범죄신고자 등 보호법」）（법률 제 14413 호））第13条の2）。

(43) 検察官が裁判官に請求した被疑者の拘束令状について、裁判官が拘束令状を発付するか否かを審査するために被疑者に対して行う審問をいう。

(44) 検察官の請求により公判手続なしで被告人を財産刑（罰金、科料又は没収）に処する制度（刑事訴訟法第448条）。

3 法改正による主な変更点

2023 年 7 月の法改正による主な変更点は、次のとおりである。

第一に、ストーキング行為の定義が拡大した。ストーキング行為の定義に、情報通信ネットワークを利用して相手方等の個人情報、個人位置情報等を第三者に提供、配布又は掲示をする行為と、情報通信ネットワークを通じて相手方の氏名、写真、映像等を利用して自らが相手方等であるかのように装う行為等が追加された（第 2 条第 1 号）。

第二に、応急措置について、ストーキング行為を持続的又は反復的に行う場合の処罰に係る警告を、書面で行うことが明記された（第 3 条第 1 号）。

第三に、暫定措置が強化され、ストーカー行為者に対する暫定措置の 1 つとして、GPS 装置の装着が追加された（第 9 条第 1 項第 3 号の 2）。これにより、刑の確定前の段階から GPS 装置を活用したストーカー行為の規制が可能となった。また、暫定措置の期間が、原則 2 か月以内で 2 回まで延長可能から、原則 3 か月以内で 2 回まで延長可能に変更された（第 9 条第 7 項）。

第四に、被害者に対する保護及び支援の体制が強化され、上述の第 17 条の 2～第 17 条の 4 の条項が新設された。加えて、緊急応急措置の不履行時の刑事罰（1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金）が新設された（第 20 条第 3 項）。

第五に、反意思不罰罪条項が削除された。改正前のストーキング処罰法には、被害者の意思に反して公訴を提起することができない条項（反意思不罰罪条項）（第 18 条第 3 項）が規定されていた。しかし、被害者への報復犯罪、公訴提起を行わないよう被害者を脅迫する二次被害等につながるおそれがあることから、同条項は削除された。

Ⅲ ストーキング防止法の概要

1 構成

本則 18 か条及び附則から成る（法律第 19216 号）。

2 主な内容

(1) 定義

ストーキング防止法における「ストーキング」とは、ストーキング処罰法第 2 条に規定する「ストーキング行為」及び「ストーキング犯罪」の両方をいう（第 2 条第 1 号）。

(2) 国等の責務及び実態調査の実施

国及び地方公共団体に対し、ストーキングの予防及び防止並びに被害者の保護及び支援のために必要な措置並びにそれに必要な予算措置を講じることが義務付けられた（第 3 条）。また、女性家族部長官（以下「長官」という。）に対し、3 年ごとにストーキング実態調査を実施してその結果を公表し、政策策定の基礎資料として活用することが義務付けられた（第 4 条）。

(3) ストーキング予防教育等

国の機関、地方公共団体、各級学校⁽⁴⁵⁾等の長は、ストーキング予防教育を実施することが

(45) 小学校、中学校、高等公民学校、高等学校、高等技術学校、特殊学校及び各種学校をいう（初等中等教育法（「초・중등교육법」(법률 제 19740 호)）第 2 条）。なお、高等公民学校とは、中学校未修了者に国民生活に必要な中等教育及び職業教育を行うことを目的とした学校であり（同法第 44 条）、高等技術学校とは、中学校卒業生、高等公民学校卒業生等に国民生活に直接必要な職業技術教育を行うことを目的とした学校である（同法第 54 条）。

できる。また、捜査機関の長に対しては、事件担当者等の業務関係者を対象として必要な教育を実施することが義務付けられた。他方、事業主等に対しては、職場内のストーキングを予防する努力義務が課せられた（第5条）

(4) 被害者又は通報者に対する不利益措置の禁止等

雇用者に対し、ストーキングにより被害を受けたこと又は通報を行ったことを理由として、被害者又は通報者に解雇、停職、降格等の不利益措置を講じることが禁止された（第6条）。これに違反して不利益措置を講じた者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金を科される（第16条第1項）。

(5) 就学支援

国及び地方公共団体は、被害者又はその家族が、住所地以外の地域において就学する必要がある場合は、円滑な就学のために支援しなければならない（第7条）。

(6) 支援施設

国又は地方公共団体は、被害者又はその家族の保護及び支援並びに効果的な被害防止のため、支援施設の設置及び運営をすることができる（第8条）。

支援施設の業務は、①ストーキングの通報の受理及びそれに関する相談、②被害者又はその家族の日常生活への復帰の支援等、③被害者又はその家族の保護及び一時的な宿泊・食事の提供、④職業訓練及び就職情報の提供、⑤医療支援、⑥告訴、損害賠償請求等に係る法的支援、⑦捜査及び裁判の過程において必要な支援、⑧ストーキングの予防及び防止のための広報及び教育、⑨ストーキング及びストーキング被害に関する調査研究等である（第9条）。ただし、被害者の明示的な意思に反して上記の業務を行ってはならない（第12条）。

支援施設において上述の業務に従事しようとする者は、大統領令で定める資格基準⁽⁴⁶⁾を備えなければならない（第10条第2項）。また、長官及び地方公共団体の長に対し、支援施設の従事者の資質を向上させるために必要な教育を実施することが義務付けられた（第11条）。

支援施設の長は、ストーキング行為者から被害者又はその家族を緊急に保護する必要があるときは、警察官署の長に、その職員の同行を要請することができる。要請を受けた警察官署の長は、特別な理由がない限り、その要請に従わなければならない（第13条）。

なお、支援施設の長若しくは従事者又は支援施設の長であった者若しくは従事者であった者は、職務上知り得た秘密を漏えいしてはならない（第15条）。この義務に違反した者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金を科される（第16条第2項）。

(7) 司法警察官吏の現場出動等

司法警察官吏は、ストーキングの通報を受けたときは、遅滞なく通報された現場に出動しなければならない。出動した司法警察官吏は、現場等への立入り及び関係者の取調べ等を行うことができる。司法警察官吏は、被害者、通報者、目撃者等が自由に意見を述べることができるよう、ストーキング行為者から離れた場所で取調べをする等の必要な措置を講じなければならない（第14条）。

正当な理由なく司法警察官吏の業務遂行を妨害した者は、1千万ウォン以下の過料を科され

(46) ストーキング防止及び被害者保護等に関する法律第11条第2項による教育専門機関が開設し、又は運営する教育課程を履修した者であって、ストーキング、家庭内暴力又は性暴力の防止に関連する業務に3年以上従事した経歴のある者等をいう（「ストーキング防止及び被害者保護等に関する法律施行令」（「스토킹 방지 및 피해자보호 등에 관한 법률 시행령」（대통령령 제33631호））第8条及び別表2）。

る（第 18 条第 1 項）。

おわりに

以前の韓国社会では、ストーキングという語自体が広まっておらず、また、ストーカー行為の対象は、芸能人や政治家等の有名人であると考えられていた⁽⁴⁷⁾。ストーカー行為を規制する必要性が十分に認識されていなかったため、軽犯罪に類するものとして扱われ、実際、2012 年には軽犯罪処罰法上の軽犯罪として規定された。しかし、この 20 年で韓国社会の認識は大きく変化し、ストーカー行為が誰の身にも起こり得る日常に潜む脅威であるとの認識が広く共有されるようになった。今日では、ストーカー行為は、元交際相手、元配偶者等の親密な（であった）関係において発生する割合が高いことが知られている⁽⁴⁸⁾。

ストーカー行為に対する韓国社会の認識の変化に伴い、ストーキング処罰法が制定され、ストーキング犯罪は 3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金（凶器等を利用した場合は 5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金）へと厳罰化された。また、ストーキング処罰法に続いて制定されたストーキング防止法では、ストーキング予防教育、被害者又は通報者に対する不利益措置の禁止、被害者又はその家族のための支援施設の設置等が規定された。さらに、2023 年 7 月のストーキング処罰法改正では、政府の積極的な後押しにより、ストーカー行為の発生初期段階から、ストーカー行為者に対する GPS 装置の活用が可能となった。なお、本稿で紹介したストーキング処罰法（韓国法）と、ストーカー規制法（日本法）とで用いられる用語及び定義には、次表のとおり差異がある。

表 韓国と日本のストーカー対策法制における用語及び定義の差異

韓国法における用語	日本法において相当する用語 ^(注1)	定義
ストーキング行為	つきまとい等又は位置情報無承諾取得等	つきまとい、待ち伏せ、見張り等（位置情報については、韓国法では第三者への提供、日本法では無承諾での取得） ^(注2)
ストーキング犯罪	ストーカー行為	上記を反復して行うこと ^(注3)

（注 1）韓国法における用語の定義と完全に一致するわけではない。

（注 2）ストーキング処罰法第 2 条第 1 号及びストーカー規制法第 2 条第 1 項及び第 3 項。

（注 3）ストーキング処罰法第 2 条第 2 号及びストーカー規制法第 2 条第 4 項。

（出典）ストーキング処罰法及びストーカー規制法の条文を基に筆者作成。

ストーキング処罰法については、現在もストーキングの相手方等の定義の拡大（「被害者と密接な関係にある者」の追加）、被害者が未成年者であった場合の加重処罰等が議論されており⁽⁴⁹⁾、今後、更なる法改正が行われる可能性がある。

（ふじわら なつと）

(47) 김정연 「제정 스토킹범죄처벌법의 스토킹행위의 유형 분석 및 향후과제 : 구성요건 및 처벌규정을 중심으로」 『젠더리뷰』 2021 여름호, 2021.6, p.1. <<https://www.kwdi.re.kr/inc/download.do?ut=A&upIdx=127830&no=1>>

(48) 韓国女性人權振興院が公表した『2022 女性暴力初期支援現況報告書』によると、ストーカー被害の相談における加害者の類型で最も多いのは元交際相手（42.3%）であり、面識のない者が加害者のケースは 10% であった。한국여성인권진흥원 『2022 여성폭력 초기지원 현황보고서』 (재) 한국여성인권진흥원, 2023.5, p.10. <https://www.stop.or.kr/streamdocs/view/sd;streamdocsId=XI5jT_u5W2-HRgnXR1gnU3p9XamAkwn_lPa2vnW2y9A>

(49) 윤정숙ほか「스토킹 범죄의 특성 및 대응강화 방안 (Ⅰ)」『2023 년도 형사정책연구 성과발표회』 한국형사・법무정책연구원, 2023, pp.123-131. <https://www.kicj.re.kr/board.es?mid=a10105000000&bid=0007&act=view&list_no=14048>

ストーキング犯罪の処罰等に関する法律

스토킹범죄의 처벌 등에 관한 법률

(2023 年 7 月 11 日一部改正、法律第 19518 号、2024 年 1 月 12 日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人訳

【目次】

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 2 条）
第 2 章 ストーキング犯罪等の処理手続（第 3 条～第 17 条の 4）
第 3 章 罰則（第 18 条～第 20 条）
附則＜法律第 19518 号、2023.7.11.＞

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

この法律⁽¹⁾は、ストーキング犯罪の処罰及びその手続に関する特例並びにストーキング犯罪被害者に対する保護手続を規定することにより、被害者を保護し、健全な社会秩序の確立に資することを目的とする。

第 2 条（定義）

この法律において用いる用語の意義は、次のとおりである。

- 「ストーキング行為」とは、相手方の意思に反して正当な理由なく次の各目⁽²⁾のいずれかに該当する行為をし、相手方に不安感又は恐怖心を引き起こすことをいう⁽³⁾。
 - 相手方、その同居人又はその家族（以下「相手方等」という。）に接近し、つきまとい、又は進路に立ち塞がる行為
 - 相手方等の住居、職場、学校その他日常的に生活する場所（以下「住居等」という。）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 9 月 24 日である。なお、本翻訳中の [] の中の語は、訳者による補記である。

(1) 「스토킹범죄의 처벌 등에 관한 법률」(법률 제 19518 호) 国家法令情報センター <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=252483&efYd=20240112#0000>> 本稿において、韓国法令の原文は、国家法令情報センターウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。以下同じ。

(2) 目とは、条文の階層構造において、号の下の階層をいう。目はハンゲルのガナナ順で表記されるが、本稿ではイロハ順で訳出した。

(3) 日本のストーカー規制法（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12 年法律第 81 号））における「つきまとい等」（第 2 条第 1 号）及び「位置情報無承諾取得等」（同条第 3 号）の定義には、行為の内容に加えて、目的要件（特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的）が設けられているが、韓国法のストーキング行為の定義には、目的要件ではなく結果要件（相手方に不安感又は恐怖心を引き起こすこと）が設けられている。

又はその付近で待ち伏せし、又は見張りをする行為

ハ. 相手方等に郵便、電話、ファックス又は「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」⁽⁴⁾ 第2条第1項第1号の情報通信ネットワーク（以下「情報通信ネットワーク」という。）を利用して物品、文章、言葉、符号、音声、絵画、映像及び画像（以下「物品等」という。）を到達させ、又は情報通信ネットワークを利用するプログラム若しくは電話の機能により、文章、言葉、符号、音声、絵画、映像及び画像が相手方等に表示されるようにする行為

ニ. 相手方等に直接又は第三者を通じて物品等を到達させ、又は住居等若しくはその付近に物品等を置く行為

ホ. 相手方等の住居等又はその付近に置かれている物品等を破損する行為

ヘ. 次のいずれかに該当する相手方等の情報を、情報通信ネットワークを利用して第三者に提供し、配布し、又は掲示する行為

1) 「個人情報保護法」⁽⁵⁾ 第2条第1号の個人情報

2) 「位置情報の保護及び利用等に関する法律」⁽⁶⁾ 第2条第2号の個人位置情報

3) 1) 又は 2) の情報を編集し、合成し、又は加工した情報（当該情報の主体を識別することができる場合に限る）

ト. 情報通信ネットワークを通じ、相手方等の氏名、名称、写真、映像又は身分に関する情報を利用して自らが相手方等であるかのように装う行為

2. 「ストーキング犯罪」⁽⁷⁾ とは、持続的又は反復的にストーキング行為をすることをいう。

3. 「被害者」とは、ストーキング犯罪により直接的な被害を受けた者をいう。

4. 「被害者等」とは、被害者及びストーキング行為の相手方をいう。

第2章 ストーキング犯罪等の処理手続

第3条（ストーキング行為の通報等に対する応急措置）

司法警察官吏⁽⁸⁾ は、進行中のストーキング行為に対して通報を受けた場合は、直ちに現場に出動し、次の各号の措置を講じなければならない。

1. ストーキング行為の制止、今後のストーキング行為の中止〔命令〕の通告及びストーキング行為を持続的又は反復的に行う場合の処罰〔に関する〕書面による警告
2. ストーキング行為者と被害者等の分離及び犯罪捜査
3. 被害者等に対する緊急応急措置及び暫定措置の要請の手続等の案内
4. ストーキング被害関連の相談所又は保護施設への被害者等の引渡し（被害者等が同意した場合に限り該当する。）

(4) 「정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률」(법률 제 20260 호)

(5) 「개인정보 보호법」(법률 제 19234 호)

(6) 「위치정보의 보호 및 이용 등에 관한 법률」(법률 제 18517 호)

(7) 日本のストーカー規制法における「ストーカー行為」に相当。同法では、「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」を反復してすることを「ストーカー行為」と定義している（第2条第4号）。

(8) 司法警察官及び司法警察吏の総称。刑事訴訟法（「형사소송법」(법률 제 20265 호)）第197条では、警察官の階級のうち、警務官、総警、警正、警監及び警衛を、犯人、犯罪事実及びその証拠を捜査する司法警察官と規定しており、警査、警長及び巡警を、捜査を補助する司法警察吏と規定している。

第4条（緊急応急措置）

- ① 司法警察官は、ストーキング行為の通報に関連し、ストーキング行為が持続的又は反復的に行われるおそれがあり、ストーキング犯罪の予防のために緊急を要する場合は、ストーキング行為者に、職権により、又はストーキング行為の相手方、その法定代理人若しくはストーキング行為を通報した者の要請により、次の各号による措置を講じることができる。
 1. ストーキング行為の相手方等又はその住居等から 100 メートル以内の接近禁止〔命令〕
 2. ストーキング行為の相手方等に対する「電気通信基本法」⁽⁹⁾ 第2条第1号の電気通信⁽¹⁰⁾を利用した接近禁止〔命令〕
- ② 司法警察官は、第1項による措置（以下「緊急応急措置」という。）を講じたときは、直ちにストーキング行為の要旨、緊急応急措置が必要な理由、緊急応急措置の内容等が含まれた緊急応急措置決定書を作成しなければならない。

第5条（緊急応急措置の承認申請）

- ① 司法警察官は、緊急応急措置を講じたときは、遅滞なく検察官に当該緊急応急措置に対する事後承認を地方法院⁽¹¹⁾の裁判官に請求するよう申請しなければならない。
- ② 第1項の申請を受けた検察官は、緊急応急措置が講じられた時から 48 時間以内に、地方法院の裁判官に当該緊急応急措置に対する事後承認を請求する。この場合において、第4条第2項により作成された緊急応急措置決定書を添付しなければならない。
- ③ 地方法院の裁判官は、ストーキング行為が持続的又は反復的に行われることを予防するために必要と認める場合は、第2項により請求された緊急応急措置を承認することができる。
- ④ 司法警察官は、検察官が第2項による緊急応急措置に対する事後承認を請求せず、又は地方法院の裁判官が第2項の請求に対して事後承認を行わなかったときは、直ちに当該緊急応急措置を取り消さなければならない。
- ⑤ 緊急応急措置期間は、1 か月を超過することができない。

第6条（緊急応急措置の通知等）

- ① 司法警察官は、緊急応急措置を講じる場合は、ストーキング行為の相手方等又はその法定代理人に通知しなければならない。
- ② 司法警察官は、緊急応急措置を講じる場合は、当該緊急応急措置の対象者（以下「緊急応急措置対象者」という。）に、措置の内容、不服〔申立〕方法等を告知しなければならない。

第7条（緊急応急措置の変更等）

- ① 緊急応急措置対象者又はその法定代理人は、緊急応急措置の取消し又はその種類の変更を司法警察官に申請することができる。
- ② ストーキング行為の相手方等又はその法定代理人は、第4条第1項第1号の緊急応急措置が講じられた後、ストーキング行為の相手方等が住居等を移転した場合は、司法警察官に緊急応急措置の変更を申請することができる。
- ③ ストーキング行為の相手方又はその法定代理人は、緊急応急措置が必要でない場合は、司法警察官に当該緊急応急措置の取消しを申請することができる。

(9) 「전기통신기본법」(법률 제 16019 호)

(10) 有線、無線、光線その他電子的方式により符号、文言、音声又は映像を送信し、又は受信することをいう。

(11) 法院は日本の裁判所に相当し、地方法院は日本の地方裁判所に相当する。なお、大法院は日本の最高裁判所に、高等法院は日本の高等裁判所に、それぞれ相当する。

- ④ 司法警察官は、正当な理由があると認める場合は、職権により、又は第1項から第3項までの規定による申請により、当該緊急応急措置を取り消すことができ、地方法院の裁判官の承認を得て緊急応急措置の種類を変更することができる。
- ⑤ 司法警察官は、第4項により緊急応急措置を取り消し、又はその種類を変更したときは、ストーキング行為の相手方等及び緊急応急措置対象者等に、次の各号の区分により通知し、又は告知しなければならない。
1. ストーキング行為の相手方等又はその法定代理人：取消し又は変更の趣旨の通知
 2. 緊急応急措置対象者：取消し又は変更された措置の内容及び不服〔申立て〕方法等の告知
- ⑥ 緊急応急措置（第4項によりその種類を変更した場合を含む。以下この項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。
1. 緊急応急措置で定めた期間が経過したとき
 2. 法院が、緊急応急措置対象者に次の各目の決定を行ったとき（ストーキング行為の相手方と同一の者を被害者とする場合に限る。）
 - イ. 第4条第1項第1号の緊急応急措置に基づくストーキング行為の相手方等と同一の者を被害者、その同居人又はその家族とする第9条第1項第2号による措置の決定
 - ロ. 第4条第1項第1号の緊急応急措置に基づく住居等と同一の場所を被害者、その同居人又はその家族の住居等とする第9条第1項第2号による措置の決定
 - ハ. 第4条第1項第2号の緊急応急措置に基づくストーキング行為の相手方等と同一の者を被害者、その同居人又はその家族とする第9条第1項第3号による措置の決定

第8条（暫定措置の請求）

- ① 検察官は、ストーキング犯罪が再発するおそれがあると認めるときは、職権又は司法警察官の申請により、法院に第9条第1項各号の措置を請求することができる。
- ② 被害者又はその法定代理人は、検察官又は司法警察官に第1項による措置の請求若しくはその申請を要請し、又はこれに関して意見を陳述することができる。
- ③ 司法警察官は、第2項による申請の要請を受けても第1項による申請を行わない場合は、検察官にその理由を報告しなければならない、被害者又はその法定代理人にその事実を遅滞なく知らせなければならない。
- ④ 検察官は、第2項による請求の要請を受けても第1項による請求を行わない場合は、被害者又はその法定代理人にその事実を遅滞なく知らせなければならない。

第9条（ストーキング行為者に対する暫定措置）

- ① 法院は、ストーキング犯罪の円滑な捜査、審理又は被害者保護のために必要と認める場合は、決定により、ストーキング行為者に次の各号のいずれかに該当する措置（以下「暫定措置」という。）を講じることができる。
1. 被害者に対するストーキング犯罪の中止〔命令〕に関する書面による警告
 2. 被害者、その同居人、その家族又はその住居等から100メートル以内の接近禁止〔命令〕
 3. 被害者、その同居人又はその家族に対する「電気通信基本法」第2条第1号の電気通信を利用した接近禁止〔命令〕
- 3の2. 「電子装置の装着等に関する法律」⁽¹²⁾第2条第4号の位置追跡電子装置⁽¹³⁾（以下「電

(12) 「전자장치 부착 등에 관한 법률」(법률 제 20007 호)

子装置」という。)の装着

4. 国の警察官署⁽¹⁴⁾の留置場又は拘置所への留置

- ② 第1項各号の暫定措置は、併科することができる。
- ③ 法院は、第1項第3号の2又は第4号の措置に関する決定をする前に、暫定措置の理由を判断するために必要と認めるときは、検察官、ストーキング行為者、被害者その他参考人から意見を聴取することができる。意見を聴取する方法、手続その他必要な事項は、大法院規則で定める。
- ④ 第1項第3号の2により電子装置が装着された者は、暫定措置期間中、電子装置の効用を損なう次の各号の行為をしてはならない。
 - 1. 電子装置を身体から任意に分離し、又は損傷する行為
 - 2. 電子装置の電波を妨害し、又は受信データを変造する行為
 - 3. 第1号及び第2号で定める行為のほか、電子装置の効用を損なう行為
- ⑤ 法院は、暫定措置を決定した場合は、検察官及び被害者、その同居人、その家族又はその法定代理人に通知しなければならない。
- ⑥ 法院は、第1項第4号による暫定措置を講じた場合は、ストーキング行為者に弁護士⁽¹⁵⁾を選任することができること及び第12条により抗告することができることを告知し、次の各号の区分による者に当該暫定措置を講じた事実を通知しなければならない。
 - 1. ストーキング行為者に弁護士がいる場合：弁護士
 - 2. ストーキング行為者に弁護士がいない場合：法定代理人又はストーキング行為者が指定する者
- ⑦ 第1項第2号、第3号及び第3号の2による暫定措置の期間は3か月、同項第4号による暫定措置の期間は1か月を超過することができない。ただし、法院は、被害者の保護のためにその期間を延長する必要があると認める場合は、決定により、第1項第2号、第3号及び第3号の2による暫定措置に対し、2回に限り各3か月の範囲において延長することができる。

第10条（暫定措置の執行等）

- ① 法院は、暫定措置の決定を行った場合は、法院公務員⁽¹⁶⁾、司法警察官吏、拘置所所属矯正職公務員⁽¹⁷⁾又は保護観察官に執行させることができる。
- ② 第1項により暫定措置の決定を執行する者は、ストーキング行為者に暫定措置の内容、不服[申立て]方法等を告知しなければならない。
- ③ 被害者、その同居人、その家族又はその法定代理人は、第9条第1項第2号の暫定措置の決定が行われた後、被害者、その同居人又はその家族が住居等を移転した場合は、法院に暫定措置の決定の変更を申請することができる。
- ④ 第3項の申請による変更の決定の、ストーキング行為者に対する告知に関しては、第2項

(13) 全地球測位システム（GPS）を利用して位置情報を発信する電子装置。

(14) 警察庁、市・道警察庁（日本の都道府県又は政令指定都市に相当する広域自治体に設置されている警察庁）及び市・道警察庁の出先機関である警察署をいう。

(15) ここでいう弁護士とは、刑事事件において被疑者又は被告人を弁護する者をいう。弁護士は原則として弁護士資格を有する者の中から選任されるが、特別な事情がある場合は、弁護士資格を有しない者が選任されることもある（刑事訴訟法第31条）。

(16) 裁判官及び裁判所事務等に従事する公務員。

(17) 法務部矯正本部に所属する矯正職公務員のうち、拘置所において収容者の管理等に従事する公務員をいう。

を準用する。

- ⑤ 第1項から第4項までに規定する事項のほか、第9条第1項第3号の2による暫定措置の決定の執行等に関しては、「電子装置の装着等に関する法律」第5章の2⁽¹⁸⁾による。

第11条（暫定措置の変更等）

- ① ストーキング行為者又はその法定代理人は、暫定措置の決定の取消し又はその種類の変更を法院に申請することができる。
- ② 検察官は、捜査又は公判過程において、暫定措置が継続して必要であると認める場合は、職権又は司法警察官の申請により、法院に当該暫定措置の期間の延長又はその種類の変更を請求することができ、暫定措置が必要ではないと認める場合は、職権又は司法警察官の申請により、法院に当該暫定措置の取消しを請求することができる。
- ③ 法院は、正当な理由があると認める場合は、職権又は第1項の申請若しくは第2項の請求による決定により、当該暫定措置の取消し、期間の延長又はその種類の変更をすることができる。
- ④ 法院は、第3項により暫定措置の取消し、期間の延長又はその種類の変更をしたときは、検察官、被害者、ストーキング行為者等に、次の各号の区分により通知し、又は告知しなければならない。
1. 検察官又は被害者、その同居人、その家族若しくはその法定代理人：取消し、延長又は変更の趣旨の通知
 2. ストーキング行為者：取消し、延長又は変更された措置の内容及び不服[申立て]方法等の告知
 3. 第9条第6項各号の区分による者：第9条第1項第4号による暫定措置を講じた事実
- ⑤ 暫定措置の決定（第3項により暫定措置の期間を延長し、又はその種類を変更する決定を含む。以下、第12条及び第14条において同じ。）は、ストーキング行為者に対して検察官が不起訴処分を行ったとき又は司法警察官が不送致決定を行ったときに、その効力を喪失する。

第12条（抗告）

- ① 検察官、ストーキング行為者又はその法定代理人は、緊急応急措置又は暫定措置に対する決定が、次の各号のいずれかに該当する場合は、抗告することができる。
1. 当該決定に影響を及ぼした法令の違反があり、又は重大な事実の誤認がある場合
 2. 当該決定が著しく不当な場合
- ② 第1項による抗告は、その決定を告知された日から7日以内にしなければならない。

第13条（抗告状の提出）

- ① 第12条による抗告をするときは、原審法院に抗告状を提出しなければならない。
- ② 抗告状を受理した法院は、3日以内に意見書を添付して記録を抗告法院に送付しなければならない。

第14条（抗告の裁判）

- ① 抗告法院は、抗告の手続が法律に違反し、又は抗告に理由がないと認める場合は、決定に

(18) 2023年7月11日の同法改正（「전자장치 부착 등에 관한 법률」（법률 제 19519 호））により新設された、ストーキング行為者に対する電子装置の装着に係る第31条の6（電子装置の装着の執行）、第31条の7（電子装置の装着の終了）及び第31条の8（ストーキング行為者の受信データの保存、資料、廃棄等）の各条項をいう。

より、抗告を棄却しなければならない。

- ② 抗告法院は、抗告に理由があると認める場合は、原決定を取り消し、事件を原審法院に差し戻し、又は他の管轄法院に移送しなければならない。ただし、差し戻し又は移送に当たり急を要するときその他必要と認めるときは、原決定を破棄し、自ら適切な暫定措置の決定をすることができる。

第 15 条（再抗告）

- ① 抗告の棄却の決定に対しては、当該決定が法令に違反した場合に限り、大法院に再抗告をすることができる。
- ② 第 1 項による再抗告の期間、再抗告状の提出及び再抗告の裁判に関しては、第 12 条第 2 項、第 13 条及び第 14 条を準用する。

第 16 条（執行の不停止）

抗告及び再抗告は、決定の執行を停止する効力を有しない。

第 17 条（ストーキング犯罪の被害者に対する専任取調べ制）

- ① 検察総長⁽¹⁹⁾は、各地方検察庁の検事長⁽²⁰⁾にストーキング犯罪専任検察官を指定させ、特別な事情がない限り、ストーキング犯罪専任検察官に被害者の取調べをさせなければならない。
- ② 警察官署の長（国家捜査本部長⁽²¹⁾、市・道警察庁長⁽²²⁾）及び警察署長を意味する。以下同じ。）は、ストーキング犯罪専任司法警察官を指定し、特別な事情がない限り、ストーキング犯罪専任司法警察官に被害者の取調べをさせなければならない。
- ③ 検察総長及び警察官署の長は、第 1 項のストーキング犯罪専任検察官及び第 2 項のストーキング犯罪専任司法警察官に、ストーキング犯罪の捜査に必要な専門知識、被害者保護のための捜査方法及び捜査手続等に関する教育を実施しなければならない。

第 17 条の 2（被害者等に対する身辺安全措置）

法院又は捜査機関が被害者等又はストーキング犯罪を通報（告訴及び告発を含む。以下この条において同じ。）した者を証人として尋問し、又は取り調べる場合の身辺安全措置に関しては、「特定犯罪通報者等保護法」⁽²³⁾ 第 13 条⁽²⁴⁾ 及び第 13 条の 2⁽²⁵⁾ を準用する。この場合において「犯罪通報者等」は、「被害者等又はストーキング犯罪を通報した者」とみなす。

(19) 日本の検事総長に相当。

(20) 日本の検事正に相当。韓国では、高等検察庁の長及び地方検察庁の長は、いずれも検事長と呼称される。

(21) 警察庁に設置されている国家捜査本部の長で、警察の捜査に関して指揮及び監督をする。

(22) 日本の都道府県警察本部長に相当。

(23) 「특정범죄신고자 등 보호법」(법률 제 14413 호)

(24) 犯罪通報者等が報復を受けるおそれがある場合に、①検察官又は警察署長が一定期間、検察庁又は警察署に所属する公務員に犯罪通報者等の身辺安全措置を講じさせること、②検察官又は警察署長が犯罪通報者等の居住地又は現在地を管轄する警察署長に身辺安全措置を要請することができること、③裁判長又は裁判官が公判準備又は公判進行の過程において検察官に犯罪通報者等の身辺安全措置を要請することができること、④犯罪通報者等が裁判長、検察官、又は居住地若しくは現在地を管轄する警察署長に身辺安全措置を要請することができること等が規定されている。

(25) 身辺安全措置として次の 5 種類が規定されている。①一定期間内の特定施設における保護、②一定期間内の身辺警護、③参考人又は証人としての出席時及び帰宅時の同行、④対象者の住居に対する定期的巡回、閉鎖回路テレビジョン（監視カメラ）の設置等の住居に対する保護、⑤その他身辺の安全に必要と認められ大統領令で定める措置。

第 17 条の 3（被害者等の身元及び私生活の秘密の漏洩禁止）

- ① 次の各号のいずれかに該当する業務を担当し、又はそれに関与する公務員若しくはその職にあった者は、被害者等の住所、氏名、年齢、職業、学校、容姿、個人情報⁽²⁶⁾、写真等、被害者等を特定し把握することを可能とする情報又は被害者等の私生活に関する秘密を公開し、又は他人に漏えいしてはならない。
1. 第 3 条による措置に関する業務
 2. 緊急応急措置の申請、請求、承認、執行又は取消し若しくは変更に関する業務
 3. 暫定措置の申請、請求、決定、執行又は取消し、期間延長若しくは変更に関する業務
 4. ストーキング犯罪の捜査又は裁判に関する業務
- ② 何人も、被害者等の同意を得ないで、被害者等の住所、氏名、年齢、職業、学校、容姿、個人情報、写真等、被害者等を特定し把握することを可能とする情報を、新聞等の印刷物に掲載し、又は「放送法」⁽²⁷⁾ 第 2 条第 1 号による放送⁽²⁸⁾ 若しくは情報通信ネットワークを通じて公開してはならない。

第 17 条の 4（被害者に対する弁護士の選任の特例）

- ① 被害者及びその法定代理人は、刑事手続上受けるおそれのある被害を防御し、法律的助力の保障を受けるため、弁護士を選任することができる。
- ② 第 1 項により選任された弁護士（以下、この条において「弁護士」という。）は、検察官又は司法警察官の被害者及びその法定代理人に対する取調べに参加して意見を陳述することができる。ただし、取調べの途中で検察官又は司法警察官の承認を得て意見を陳述することができる。
- ③ 弁護士は、被疑者に対する拘束前被疑者審問⁽²⁹⁾、証拠保全手続、公判準備期日及び公判手続に出席し、意見を陳述することができる。この場合において、必要な手続に関する具体的な事項は、大法院規則で定める。
- ④ 弁護士は、証拠保全後の関係書類若しくは証拠物又は訴訟継続中の関係書類若しくは証拠物を閲覧し、又は複写することができる。
- ⑤ 弁護士は、刑事手続において被害者及び法定代理人の代理が許容される全ての訴訟行為に対する包括的な代理権を有する。
- ⑥ 検察官は、被害者に弁護士がいない場合は、国選弁護士を選定し、刑事手続における被害者の権利及び利益を保護することができる。

第 3 章 罰則

第 18 条（ストーキング犯罪）

- ① ストーキング犯罪を犯した者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン⁽³⁰⁾ 以下の罰金に処する。

(26) 原文は「인적사항（人的事項）」。

(27) 「방송법」（법률 제 20147 호）

(28) テレビジョン放送、ラジオ放送、データ放送及び移動マルチメディア放送（移動中の受信を主目的とする、テレビジョン放送、ラジオ放送及びデータ放送を複合的に送信する放送）をいう。

(29) 検察官が裁判官に請求した被疑者の拘束令状について、裁判官が拘束令状を発付するか否かを審査するために被疑者に対して行う審問をいう。

(30) 1 ウォンは約 0.11 円（令和 6 年 10 月分報告省令レート）。

- ② 凶器又はその他の危険物を携帯し、又は利用してストーキング犯罪を犯した者は、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

- ③ 削除⁽³¹⁾[< 2023.7.11. >]

第19条（刑罰と受講命令等の併科）

- ① 法院は、ストーキング犯罪を犯した者に対して有罪判決（宣告猶予⁽³²⁾を除く。）を宣告し、又は略式命令⁽³³⁾を告知する場合は、200時間の範囲において、次の各号の区分により再犯予防に必要な受講命令（「保護観察等に関する法律」⁽³⁴⁾による受講命令⁽³⁵⁾をいう。以下同じ。）又はストーキング治療プログラムの履修命令（以下「履修命令」という。）を併科することができる。

1. 受講命令：刑の執行を猶予する場合に、当該執行猶予期間内において併科
2. 履修命令：罰金刑若しくは懲役刑の実刑を宣告し、又は略式命令を告知する場合に併科

- ② 法院は、ストーキング犯罪を犯した者に対して刑の執行を猶予する場合は、第1項による受講命令のほか、当該執行猶予期間内において、保護観察又は社会奉仕⁽³⁶⁾のうち、1つ以上の処分を併科することができる。

- ③ 第1項による受講命令又は履修命令の内容は、次の各号のとおりである。

1. ストーキング[犯罪に至った自己の]行動の診断及び相談
2. 健全な社会秩序及び人権に関する教育
3. その他ストーキング犯罪を犯した者の再犯予防のために必要な事項

- ④ 第1項による受講命令又は履修命令は、次の各号の区分によりそれぞれ執行する。

1. 刑の執行を猶予する場合：当該執行猶予期間内
2. 罰金刑を宣告し、又は略式命令を告知する場合：刑の確定日から6か月以内
3. 懲役刑の実刑を宣告する場合：刑期内

- ⑤ 第1項による受講命令又は履修命令が罰金刑又は刑の執行猶予と併科された場合は、保護観察所の長が執行し、懲役刑の実刑と併科された場合は、矯正施設の長が執行する。ただし、懲役刑の実刑と併科された履修命令を全て履行する前に釈放され、若しくは仮釈放され、又は未決拘禁日数の算入等の理由により刑を執行することができなくなった場合は、保護観察所の長が残りの履修命令を執行する。

- ⑥ 刑罰に併科する保護観察、社会奉仕、受講命令又は履修命令に関してこの法律で規定した

(31) 2023年7月11日の法改正により削除された反意思不罰罪条項。法改正前は、「第1項の罪は、被害者が具体的に明らかにした意思に反して公訴を提起することができない」と規定されていた。

(32) 1年以下の懲役刑、罰金刑等について、改悛の程度等を考慮して刑の宣告を猶予する制度。宣告猶予が失効せず2年経過したときは免訴とみなす（刑法（「형법」（법률 제 19582 호））第59条～第61条）。

(33) 検察官の請求により公判手続なしで被告人を財産刑（罰金、科料又は没収）に処する制度（刑事訴訟法第448条）。

(34) 「보호관찰 등에 관한 법률」（법률 제 18299 호）

(35) 法院が刑の執行を猶予する場合、付随的に保護観察、社会奉仕又は（講習の）受講を命じることができる（刑法第62条の2）。このうち、受講を命じる場合は、他の法律に特別な規定がない限り、200時間の範囲で期間を定めなければならない（保護観察等に関する法律第59条）。受講命令を執行するのは保護観察官であり（同法第61条）、受講命令対象者には、保護観察官の執行に関する指示に従うこと及び住居の移転又は1か月以上の国内外旅行をするときはあらかじめ保護観察官に申告することが遵守事項として課される（同法第62条）。

(36) 法院が刑の執行を猶予する場合に付随的に命じることができる命令の1つ（刑法第62条の2）。法院が社会奉仕を命じる場合は、他の法律に特別な規定がない限り、500時間の範囲で期間を定めなければならない（保護観察等に関する法律第59条）。社会奉仕の内容は、福祉施設での活動、農漁村支援、災害支援等、多岐にわたる。

事項以外〔の事項〕は、「保護観察等に関する法律」を準用する。

第20条（罰則）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。
 1. 第9条第4項に違反して電子装置の効用を損なう行為をした者
 2. 第17条の3第1項に違反して被害者等の住所、氏名、年齢、職業、学校、容姿、個人情報、写真等、被害者等を特定し把握することを可能とする情報又は被害者等の私生活に関する秘密を公開し、又は他人に漏えいした者
 3. 第17条の3第2項に違反して被害者等の住所、氏名、年齢、職業、学校、容姿、個人情報、写真等、被害者等を特定し把握することを可能とする情報を、新聞等の印刷物に掲載し、又は「放送法」第2条第1号による放送若しくは情報通信ネットワークを通じて公開した者
- ② 第9条第1項第2号又は第3号の暫定措置を履行しない者は、2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。
- ③ 緊急応急措置（検察官が第5条第2項による緊急応急措置に対する事後承認を請求せず、又は地方法院の裁判官が同条第3項による承認をしない場合を除く。）を履行しない者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。
- ④ 第19条第1項により履修命令を科された後、正当な理由なく保護観察所の長又は矯正施設の長の履修命令の履行に関する指示に従わず、「保護観察等に関する法律」又は「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」⁽³⁷⁾による警告を受けた後、再び正当な理由なく履修命令の履行に関する指示に従わない場合は、次の各号による。
 1. 罰金刑と併科された場合は、500万ウォン以下の罰金に処する。
 2. 懲役刑の実刑と併科された場合は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

第21条 削除⁽³⁸⁾〔＜2023.7.11.＞〕

附 則〔＜法律第19518号、2023.7.11.＞〕

第1条（施行日）

この法律は、公布した日から施行する。ただし、第9条第1項第3号の2、同条第3項及び第4項、第10条第1項及び第5項、第17条の4並びに第20条第1項第1号の改正規定は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（緊急応急措置の取消及び変更時の通知及び告知に関する適用例）

第7条第5項の改正規定は、この法律の施行後に緊急応急措置を取り消し、又は変更する場合から適用する。

第3条（ストーキング行為者に対する緊急応急措置及び暫定措置に関する適用例）

- ① 第4条第1項並びに第9条第1項第2号及び第3号の改正規定は、この法律の施行後に緊

(37) 「형의 집행 및 수용자의 처우에 관한 법률」(법률 제 19105 호)

(38) 緊急応急措置を履行しない者に1千万ウォン以下の過料を課すこと等が規定されていたが、2023年7月11日の法改正により第20条に移動したため削除された。なお、緊急応急措置を履行しない者については、当該法改正により刑事罰（1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金）が新設された（第20条第3項）。

急応急措置及び暫定措置を講じる場合から適用する。

- ② 第9条第1項第3号の2の改正規定は、当該改正規定の施行前に行ったストーキング犯罪に対しても適用する。

第4条（暫定措置の期間の延長に関する適用例）

第9条第7項の改正規定は、この法律の施行後に暫定措置の決定（暫定措置の期間を延長し、又はその種類を変更する決定を含む。）をする場合から適用する。

第5条（暫定措置の取消し、変更及び追加並びに期間延長時の通知又は告知に関する適用例）

第10条第4項及び第11条第4項の改正規定は、この法律の施行後に暫定措置を取り消し、変更し、又はその期間を延長する場合から適用する。

第6条（被害者等に対する身辺安全措置等に関する適用例）

第17条の2から第17条の4までの改正規定は、この法律又は第17条の4の改正規定の施行前に発生したストーキング行為又はストーキング犯罪の被害者等及びストーキング犯罪を通報した者に対しても適用する。

第7条（反意思不罰罪廃止に関する経過措置）

この法律の施行前に犯したストーキング犯罪の公訴の提起に関しては、第18条第3項の改正規定にかかわらず、従前の規定による。

第8条（過料に関する経過措置）

この法律の施行前の行為に対して過料を適用するときは、従前の規定による。

（ふじわら なつと）

ストーキング防止及び被害者保護等に関する法律

스토킹방지 및 피해자보호 등에 관한 법률

(2023 年 1 月 17 日制定、法律第 19216 号、2023 年 7 月 18 日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人訳

【目次】

第 1 条	目的
第 2 条	定義
第 3 条	国等の責務
第 4 条	ストーキング実態調査
第 5 条	ストーキング予防教育等
第 6 条	被害者等に対する不利益措置の禁止等
第 7 条	就学支援
第 8 条	支援施設の設置
第 9 条	支援施設の業務
第 10 条	従事者等の資格基準
第 11 条	教育の実施
第 12 条	被害者等の意思尊重義務
第 13 条	警察官署の協力
第 14 条	司法警察官吏の現場出動等
第 15 条	秘密保持の義務
第 16 条	罰則
第 17 条	両罰規定
第 18 条	過料
附則<法律第 19216 号、2023.1.17. >	

第 1 条 (目的)

この法律⁽¹⁾は、ストーキングを予防し、並びに被害者を保護し、及び支援することにより、人権の増進に資することを目的とする。

第 2 条 (定義)

この法律において用いる用語の意義は、次のとおりである。

1. 「ストーキング」とは、「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」⁽²⁾ 第 2 条第 1 号によ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 9 月 24 日である。なお、本翻訳中の [] の中の語は、訳者による補記である。

(1) 「스토킹방지 및 피해자보호 등에 관한 법률」(법률 제 19216 호) 国家法令情報センター <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=247867&efYd=20230718#0000>> 本稿において、韓国法令の原文は、国家法令情報センターウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。以下同じ。

(2) 「스토킹범죄의 처벌 등에 관한 법률」(법률 제 19518 호)

るストーキング行為及び同条第2号によるストーキング犯罪をいう。

2. 「ストーキング行為者」とは、ストーキングをした者をいう。

3. 「被害者」とは、ストーキングにより直接的な被害を受けた者をいう。

第3条（国等の責務）

① 国及び地方公共団体は、ストーキングの予防及び防止並びに被害者の保護及び支援のために、次の各号の措置を講じなければならない。

1. ストーキングの通報体系の構築及び運営
2. ストーキングの予防及び防止のための調査、研究、教育及び広報
3. 被害者を保護し、及び支援するための施設の設置及び運営
4. 被害者に対する法律救助及び住居支援並びに就業等の自立支援サービスの提供
5. 被害者の身体的及び精神的〔被害の〕回復のために必要な相談及び治療回復プログラムの提供
6. 被害者に対する保護及び支援を円滑に行うための関連機関間の協力体制の構築及び運営
7. ストーキングの予防及び防止並びに被害者の保護及び支援のための関係法令の整備並びに各種政策の策定、実施及び評価
8. 被害者の安全確保のための身の安全確保防止並びに保護及び支援の体系の構築
9. 被害者支援の機関及び施設の従事者の身の安全確保のための安全対策の整備

② 国及び地方公共団体は、第1項による責務を果たすため、これに伴う予算上の措置を講じなければならない。

第4条（ストーキング実態調査）

① 女性家族部⁽³⁾長官は、3年ごとに、ストーキングに対する実態調査を実施してその結果を発表し、これをストーキングの防止のための政策策定の基礎資料として活用しなければならない。

② 第1項による実態調査の内容、方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第5条（ストーキング予防教育等）

① 国の機関、地方公共団体、「初等中等教育法」⁽⁴⁾による各級学校⁽⁵⁾及び大統領令で定める公法人⁽⁶⁾の長は、ストーキングの予防及び防止のために必要な教育を実施することができる。ただし、捜査機関の長は、事件担当者等の業務関係者を対象として必要な教育を実施しなければならない。

② 第1項によりストーキング予防教育を実施するときは、「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」⁽⁷⁾第4条の3による家庭暴力予防教育⁽⁸⁾、「性売買防止及び被害者保護等に関

(3) 部は日本の省に相当。

(4) 「초·중등교육법」(법률 제 19740 호)

(5) 小学校、中学校、高等公民学校、高等学校、高等技術学校、特殊学校及び各種学校をいう（初等中等教育法第2条）。なお、高等公民学校とは、中学校未修者に国民生活に必要な中等教育及び職業教育をすることを目的とした学校であり（同法第44条）、高等技術学校とは、中学校卒業生、高等公民学校卒業生等に国民生活に必要な職業技術教育をすることを目的とした学校である（同法第54条）。

(6) 原文は「공공단체（公共団体）」。大学、韓国銀行、公企業、地方公社、地方公団等をいう（「ストーキング防止及び被害者保護等に関する法律施行令」（「스토킹방지 및 피해자보호 등에 관한 법률 시행령」（대통령령 제 33631 호）第3条第1項）。

(7) 「가정폭력방지 및 피해자보호 등에 관한 법률」（법률 제 19339 호）

(8) 国の機関、地方公共団体、小学校、中学校、高等学校、大学等の長が実施する、家庭内暴力の予防及び防止のために必要な教育をいう。

する法律」⁽⁹⁾ 第5条による性売買予防教育⁽¹⁰⁾、「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律」⁽¹¹⁾ 第5条による性教育及び性暴力予防教育⁽¹²⁾、「両性平等基本法」⁽¹³⁾ 第31条によるセクシュアル・ハラスメント予防教育⁽¹⁴⁾等を、性平等の観点から統合して実施することができる。

- ③ 国の機関、地方公共団体の長及び大統領令で定める公法人の長は、ストーキングの防止のための各自の予防指針の整備、事件発生時の再発防止対策の策定、実施等の必要な対策を整備しなければならない。
- ④ 「両性平等基本法」第3条第3号による使用者⁽¹⁵⁾は、ストーキング予防教育を実施する等、職場内のストーキングの予防のための努力をしなければならない。
- ⑤ 女性家族部長官は、第1項による教育の展開のため、教育に必要な資料又はプログラムを開発し、及び普及しなければならない。
- ⑥ 第3項による再発防止対策に含まれなければならない事項は、大統領令で定める。

第6条（被害者等に対する不利益措置の禁止等）

- ① 被害者又はストーキングの事実を通報した者を雇用している者は、被害者又はストーキングの事実を通報した者に、ストーキングにより被害を受けたこと又は通報をしたことを理由として次の各号のいずれかに該当する不利益措置を講じてはならない。
 1. 罷免、解任、解雇その他身分喪失に該当する身分上の不利益措置
 2. 懲戒、停職、減俸、降格、昇進制限その他不当な人事措置
 3. 異動⁽¹⁶⁾、転勤、職務の未付与、職務の再配置その他本人の意思に反する人事措置
 4. 成果評価、同僚評価等における差別又はそれに伴う賃金、賞与等の差別支給
 5. 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の機会の制限、予算、人材等の利用可能な資源の制限又は除去、保安情報又は秘密情報の使用の停止又は取扱資格の取消しその他勤務条件等に否定的影響を及ぼす差別又は措置
 6. 要注意人物⁽¹⁷⁾名簿の作成若しくはその名簿の公開、集団いじめ、暴行、暴言等の精神的若しくは身体的損害をもたらす行為又はその行為の発生を放置する行為
 7. 職務に対する不当な監査、調査又はその結果の公開
 8. その他本人の意思に反する不利益措置
- ② 被害者を雇用している者は、被害者の要請があるときは、業務連絡先及び勤務場所の変更、配置転換等の適切な措置を講じることができる。

第7条（就学支援）

- ① 国又は地方公共団体は、被害者又はその家族構成員（以下「被害者等」という。）が「初

(9) 「성매매방지 및 피해자보호 등에 관한 법률」(법률 제 15590 호)

(10) 国の機関、地方公共団体、小学校、中学校、高等学校、大学等の長が実施する、性に対する健全な価値観の涵養、性売買の防止及び人権保護のための教育をいう。

(11) 「성폭력방지 및 피해자보호 등에 관한 법률」(법률 제 20461 호)

(12) 国の機関、地方公共団体、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、大学等の長が実施する性教育及び性暴力予防教育をいう。

(13) 「양성평등기본법」(법률 제 18099 호)

(14) 国の機関、地方公共団体、小学校、中学校、高等学校、大学等の長及び使用者が、セクシュアル・ハラスメントを防止するために、当該機関、事業場等に所属する者を対象として実施する教育をいう。なお、使用者の定義については後掲注(15)を参照。

(15) 事業主、事業経営担当者その他事業主のために勤労者に関する事項に係る業務を遂行する者をいう。

(16) 原文は「전보（転補）」。

(17) 原文は「주의 대상자（注意対象者）」。

等中等教育法」による各級学校の生徒である場合であって、住所地以外の地域において就学（入学、再入学、転校及び編入学を含む。以下同じ。）する必要があるときは、その就学が円滑になされるよう支援しなければならない。

- ② 第1項による就学支援に必要な事項は、大統領令で定める。

第8条（支援施設の設置）

- ① 国又は地方公共団体は、被害者等の保護及び支援並びに効果的な被害防止のため、被害者支援施設（以下「支援施設」という。）を設置し、運営することができる。
- ② 女性家族部長官又は地方公共団体の長は、支援施設の設置及び運営の業務を、大統領令で定める機関又は団体に委託することができる。
- ③ 女性家族部長官又は地方公共団体の長は、第2項により支援施設の設置及び運営の業務を委託する場合は、それに必要な経費を支援することができる。
- ④ 第1項による支援施設の設置及び運営の基準等に必要な事項は、大統領令で定める。

第9条（支援施設の業務）

支援施設は、次の各号の業務を遂行する。

1. ストーキングの通報の受理及びそれに関する相談
2. 被害者等の身体的及び精神的な安定並びに日常生活への復帰の支援
3. 被害者等の保護、臨時居所の提供並びに宿泊及び食事の提供
4. 職業訓練及び就職情報の提供
5. 被害者等の疾病治療及び健康管理のために医療機関に引き渡す等の医療支援
6. ストーキング行為者に対する告訴、被害賠償請求等の司法処理手続に関し、「法律救助法」⁽¹⁸⁾第8条による大韓法律救助公団⁽¹⁹⁾等の関係機関に対する協力及び支援の要請
7. 捜査及び裁判の過程に必要な支援
8. ストーキングの予防及び防止のための広報及び教育
9. ストーキング及びストーキング被害に関する調査研究
10. 他の法律により支援施設に委託された業務
11. その他被害者等を保護し、支援するために大統領令で定める業務

第10条（従事者等の資格基準）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は、支援施設の長又は従事者になることができない。
1. 未成年者、被成年後見人⁽²⁰⁾又は被限定後見人⁽²¹⁾
 2. 禁錮以上の実刑を宣告され、その執行が終了（執行が終了したものとみなす場合を含む。）しておらず、又は執行が免除されていない者
 3. 禁錮以上の刑の執行猶予を宣告され、その猶予期間中にある者
 4. 「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」第18条の罪を犯して刑の宣告を受け、その

(18) 「법률구조법」(법률 제 18755 호)

(19) 無料法律相談、無料訴訟代理等の法律サービスを提供している法務部所管の特殊法人。

(20) 韓国の成年後見制度における分類の1つで、精神障害等により事務処理能力が欠如している者をいう。被成年後見人の行った法律行為は、一部を除き家庭法院（日本の家庭裁判所に相当）が選任した成年後見人（被成年後見人の代理権等を有し財産管理等をする者）が取り消すことができる。

(21) 韓国の成年後見制度における分類の1つで、精神障害等により事務処理能力が不足している者をいう。家庭法院が定めた一部の行為については、家庭法院が選任した限定後見人（家庭法院が定めた範囲で代理権等を有する者）の同意が必要である。

刑の全部又は一部の執行が終了し、又は執行が猶予・免除された日から10年が経過していない者

- ② 支援施設において従事しようとする者は、専門知識、経歴等、大統領令で定める資格基準⁽²²⁾を備えなければならない。

第11条（教育の実施）

- ① 女性家族部長官又は地方公共団体の長は、支援施設の従事者の資質を向上させるため、必要な教育を実施しなければならない。
- ② 女性家族部長官又は地方公共団体の長は、大統領令で定める専門機関に、第1項による教育業務を遂行させることができる。
- ③ 第1項による教育の時間、方法、内容等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第12条（被害者等の意思尊重義務）

支援施設の長及び従事者は、被害者等が明示した意思に反して第9条による業務をしてはならない。

第13条（警察官署の協力）

- ① 支援施設の長は、ストーキング行為者から被害者等を緊急に救助する必要があるときは、警察官署（地区隊、派出所及び出張所を含む。）の長に、その所属職員の同行を要請することができる。
- ② 第1項による要請を受けた警察官署の長は、特別な理由がない限り、その要請に従わなければならない。

第14条（司法警察官吏の現場出動等）

- ① 司法警察官吏⁽²³⁾は、ストーキングの通報を受けたときは、遅滞なく通報された現場に出動しなければならない。
- ② 第1項により出動した司法警察官吏は、通報された現場又は事件の取調べのための関係場所に立ち入り、関係者に対して取調べをし、又は質問をすることができる。
- ③ 第2項により立入り、取調べ又は質問をする司法警察官吏は、その権限を表示する証票を携帯し、これを関係者に提示しなければならない。
- ④ 第2項により取調べ又は質問をする司法警察官吏は、被害者、通報者、目撃者等が自由に陳述することができるよう、ストーキング行為者から分離された場所で取調べをする等の必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ 何人も、正当な理由なく第2項による司法警察官吏の現場の取調べを拒否する等、その業務の遂行を妨害する行為をしてはならない。

第15条（秘密保持の義務）

支援施設の長若しくは従事者又は支援施設の長であった者若しくは従事者であった者は、その職務上知り得た秘密を漏えいしてはならない。

(22) 本法律の第11条第2項による教育専門機関が開設し、又は運営する教育課程を履修した者であって、ストーキング、家庭内暴力又は性暴力の防止に関連する業務に3年以上従事した経歴のある者等をいう（「ストーキング防止及び被害者保護等に関する法律施行令」第8条及び別表2）。

(23) 司法警察官及び司法警察吏の総称。刑事訴訟法（「형사소송법」（법률 제 20265 호））第197条では、警察官の階級のうち、警務官、総警、警正、警監及び警衛を、犯人、犯罪事実及びその証拠を捜査する司法警察官と規定しており、警査、警長及び巡警を、捜査を補助する司法警察吏と規定している。

第 16 条（罰則）

- ① 第 6 条第 1 項に違反して通報者又は被害者に解雇その他の不利益措置を講じた者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン⁽²⁴⁾以下の罰金に処する。
- ② 第 15 条による秘密保持の義務に違反した者は、1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 17 条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他従事者が、その法人又は個人の業務に関して第 16 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は個人にも、当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人が、その違反行為を防止するために当該業務に関して相当の注意及び監督を怠らなかったときは、この限りでない。

第 18 条（過料）

- ① 第 14 条第 5 項に違反し、正当な理由なく司法警察官吏の業務の遂行を妨害した者は、1 千万ウォン以下の過料を科す。
- ② 第 1 項による過料は、大統領令で定めるところにより、女性家族部長官又は地方公共団体の長が賦課し、徴収する。

附 則 [<法律第 19216 号、2023.1.17. >]

この法律は、公布後 6 か月が経過した日から施行する。

（ふじわら なつと）

(24) 1 ウォンは約 0.11 円（令和 6 年 10 月分報告省令レート）。